

平成27年第1回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成27年5月8日（金曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 選挙第 1号 議長選挙
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 選挙第 2号 副議長選挙
 - 日程第 6 議席の指定
 - 日程第 7 常任委員会委員の選任
 - 日程第 8 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第 9 議会だより編集特別委員会委員の選任
 - 日程第10 選挙第 3号 根室北部衛生組合議会議員の選挙
 - 日程第11 選挙第 4号 根室北部消防事務組合議会議員の選挙
 - 日程第12 選挙第 5号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
 - 日程第13 町長行政報告
 - 日程第14 議案第29号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 日程第15 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第16 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第17 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第18 報告第 7号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第19 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
 - 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件
-

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	企画振興課長	川端達也君
総務課長	太田洋二君	税務財政課長	高橋力也君
納税担当課長	長屋修二君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	対馬憲仁君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括支援センター課長	斉藤健治君	水産商工観光課長	堺昇司君
水産商工観光課長補佐	平田充君	水産商工観光課長補佐	田澤道広君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	中田靖君
社会教育課長	石田順一君	会計管理者	野理幸文君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 松田伸哉君 次長 丸山晃君

午前10時00分 開会

◎臨時議長紹介・挨拶

○事務局長（松田伸哉君） おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、加藤勉議員が年長の議員ですので、御紹介いたします。

加藤勉議員、議長席をお願いいたします。

（加藤議員、議長席に着く）

○臨時議長（加藤 勉君） ただいま紹介されました加藤勉です。地方自治法第107条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎開会・開議宣告

○臨時議長（加藤 勉君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成27年第1回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（加藤 勉君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（加藤 勉君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、臨時議長において、田中良君及び高島讓二君を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号 議長選挙

○臨時議長（加藤 勉君） 日程第3 選挙第1号議長選挙を行います。
地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行います。
選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。
議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（加藤 勉君） ただいまの出席議員は10人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第31条第2項の規定により、宮腰實君及び小野哲也君を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（加藤 勉君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（加藤 勉君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（加藤 勉君） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票
願います。
点呼を命じます。
事務局長。

○事務局長（松田伸哉君） それでは、記載所において記載の上、投票願います。
2番田中良議員、3番高島讓二議員、4番宮腰實議員、5番小野哲也議員、6番坂本志
郎議員、7番松原臣議員、8番村山修一議員、9番鹿又政義議員、10番佐藤晶議員、1
番加藤勉議員。

○臨時議長（加藤 勉君） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（加藤 勉君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
宮腰實君、小野哲也君は、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○臨時議長（加藤 勉君） 選挙の結果を報告します。
投票総数10票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票10票です。
有効投票のうち、村山修一君10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、村山修一君が議長に当選されました。議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(加藤 勉君) ただいま議長に当選されました村山修一君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○臨時議長(加藤 勉君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長に当選されました村山修一君から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長(村山修一君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御推挙によりまして、羅臼町議会議長の重責につかせていただくこととなりました。まことに身に余る光栄と存じますとともに感謝を申し上げます。

もとより浅学非才ではありますが、その責任の重さを痛感しつつ、公正無私の立場を堅持し、本町の発展と住民福祉の推進に誠心誠意努力することをお誓い申し上げます。

御承知のように、今回の議会議員選挙につきましては、2期にわたり無投票となりましたことから、私ども議会は、その結果を強く認識し、議員一丸となって議会の活性化並びに議会運営に努めなければならないと決意を新たにしているところです。

議員各位におかれましては、さらなる御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、理事者各位にお願い申し上げます。

私ども議会は、好んで理事者と摩擦を起こしたり、また、安易な妥協に陥ってはならないと考えております。町政発展の上に立って、正面から相携えて町民の信託に応えなければならないと考えておりますので、御協力をいただきますようお願い申し上げ、簡単ですが議長就任の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。(拍手)

○臨時議長(加藤 勉君) これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

村山修一議長、議長席にお着き願います。

(村山議長、議長席に着く)

○議長(村山修一君) これより、議長としての職務を執行させていただきます。

◎日程第4 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第4 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第5 選挙第2号 副議長選挙

○議長（村山修一君） 日程第5 選挙第2号副議長選挙を行います。

地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（村山修一君） ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に坂本志郎君及び松原臣君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（村山修一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（村山修一君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○事務局長（松田伸哉君） それでは、記載所において記載の上、投票願います。

1番加藤勉議員、2番田中良議員、3番高島讓二議員、4番宮腰實議員、5番小野哲也議員、6番坂本志郎議員、7番松原臣議員、9番鹿又政義議員、10番佐藤晶議員、8番村山修一議員。

○議長（村山修一君） 投票漏れはありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
坂本志郎君、松原臣君、開票の立ち会いをお願いいたします。
（開 票）

○議長（村山修一君） 選挙の結果を報告します。
投票総数10票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票9票、無効投票1票です。
有効投票のうち、佐藤晶君6票、田中良君3票。
以上のおりです。
この選挙の法定得票数は3票です。したがって、佐藤晶君が副議長に当選されました。
議場の出入り口の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）

○議長（村山修一君） ただいま副議長に当選されました佐藤晶君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。
ここで、暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいま副議長に当選されました佐藤晶君から発言を求められておりますので、これを許します。
佐藤晶君。

○副議長（佐藤 晶君） 一言御挨拶を申し上げます。
ただいま大勢の方々からの御支持をいただきまして、この職についたわけでございます。大変身の引き締まる、そのような思いでいっぱいでございます。
まずは、先に、湊屋町長、御就任本当におめでとうございます。これから羅臼、我が町の人々のために一生懸命御尽力いただければなど、そのようなことを期待する1人でありたいと思っております。

昨今の新聞等を見ますと、地方議会に対する見方、大変風当たりの強い見出しが飛び交うわけでございますけれども、そのような意味では、今回の総選挙、地方選挙、我が町も無投票、2期続けての無風の中での選挙だったということでございます。先ほど議長も申しましたとおりでございますけれども、そのような地域の声をしっかりと議会で受けとめ

ながら、まだまだ情報を発信していかなければならないのかなと、そのようなことも思うところでございます。

議長の片腕となって、今後、一生懸命頑張るつもりでございますので、どうぞ皆さん方の御支持、御協力のほどをよろしくをお願いをしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

◎日程第6 議席の指定

○議長（村山修一君） 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

なお、議長及び副議長の議席は、議会会議規則等運用規定により、最終番号の10番は議長、副議長は9番といたします。

では、事務局長。

○事務局長（松田伸哉君） それでは、議席を申し上げます。

議席番号1番加藤勉議員、2番田中良議員、3番高島讓二議員、4番宮腰實議員、5番小野哲也議員、6番坂本志郎議員、7番松原臣議員、8番鹿又政義議員、9番佐藤晶議員、10番村山修一議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席にお着き願います。

暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 常任委員会委員の選任

○議長（村山修一君） 日程第7 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、あらかじめ希望をとっておりますので、それをできるだけ尊重し、また、これまでの前歴等を勘案した上で、副議長を含め協議をし、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

常任委員会委員選考のため、暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に希望を考慮し、また、希望の多い委員会については副議長と協議、調整をしました結果を事務局長より報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（松田伸哉君） 各常任委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会、高島讓二議員、宮腰實議員、小野哲也議員、松原臣議員、佐藤晶議員。

経済文教常任委員会、加藤勉議員、田中良議員、坂本志郎議員、鹿又政義議員、村山修一議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員会委員に選任することに決定しました。

委員会条例第7条第2項の規定により、各常任委員会では委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いします。

暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

総務民生常任委員会、委員長に小野哲也君、副委員長に高島讓二君。

経済文教常任委員会、委員長に坂本志郎君、副委員長に田中良君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第8 議会運営委員会委員の選任

○議長（村山修一君） 日程第8 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

本委員会の委員の選任につきましては、申し合わせにより、各常任委員長及び各常任委員会より1名から成る計4名で構成することになっております。

委員会条例第6条第4項の規定により、各常任委員会より互選された委員を議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

各常任委員会では委員会を開催し、議会運営委員会委員の互選をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いします。

暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、各常任委員会において議会運営委員会委員の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務民生常任委員会から小野哲也君、松原臣君、経済文教常任委員会から坂本志郎君、田中良君。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員会条例第7条第2項の規定により議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

正副議長室をお願いします。

暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、議会運営委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に松原臣君、副委員長に田中良君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 議会だより編集特別委員会委員の選任

○議長（村山修一君） 日程第9 議会だより編集特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

本特別委員会の委員につきましては、議会広報発行に関する条例第3条第3項の規定により、4名で構成することになっております。

この選考に当たりましては、正副議長及び各常任委員長で協議の上、議長において指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

委員選考のため、暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、休憩中に委員の選考を行った結果を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（松田伸哉君） それでは、議会だより編集特別委員会委員を報告いたします。

加藤勉議員、高島讓二議員、宮腰實議員、鹿又政義議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり指名したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

議会広報発行に関する条例第4条第2項の規定により、議会だより編集特別委員会を開

催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、議会だより編集特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に高島譲二君、副委員長に鹿又政義君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎町長挨拶

○議長（村山修一君） ここで、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 本日、平成27年第1回羅臼町臨時議会を開催しましたところ、全議員の皆様の御出席を賜り、提出議案等の御審議をいただきますことにつきまして、まづもってお礼を申し上げます。

議員皆様におかれましては、このたびの統一地方選挙におきまして、それぞれ万全の体制で臨まれ、その識見やまちづくりへの情熱が町民から評価され、見事羅臼町議会議員として無投票当選を果たされました。ここに深く敬意を表しますとともに、心から御祝辞を申し上げる次第であります。おめでとうございます。

同時に、私も羅臼町長に出馬させていただき、おかげをもちまして無投票当選の栄に浴させていただきました。ここに深く感謝申し上げますとともに、今日まで協前町長を初め歴代理事者、議会議員の皆様や多くの諸先輩が築いてこられました、この羅臼町を引き継ぐに当たり、その御苦勞に思いをいたし、余りにも大きい責任の重さに身の引き締まる思いでいっぱいあります。我が町の置かれている厳しい状況を打開すべく最大の努力を払ってまいりますので、くれぐれも御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

先刻、新議長に村山修一議員、副議長に佐藤晶議員が選出されました。また、各常任委員会及び議会運営委員会、議会だより編集特別委員会が構成され、それぞれ正副委員長が選任され、議会の機能がスタートいたしました。今後は、議会との疎通を十分に図りながら行政を執行してまいりますので、くれぐれも御指導と御鞭撻を賜りたくお願い申し上げます。

私は、今回の出馬に当たり、「想像から創造へ」というスローガンを掲げさせていただ

きました。まずは羅臼町民一人一人が自分の町をしっかりと見詰め直し、どのような町や地域を目指したいのかというイメージをしてもらうことを、また、夢を描くことが大事と考えております。そうした夢や希望を実現させていくにはどうしたらいいのか。羅臼町民の皆さんの声を聞き、話し合い、この町の未来を創造していくために羅臼町職員とともに全力で取り組んでいくことをお誓いし、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

◎日程第10 選挙第3号 根室北部衛生組合議会議員の選挙

○議長（村山修一君） 日程第10 選挙第3号根室北部衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、前議員の任期満了により、組合同規約第5条第2項の規定により4名選挙することになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部衛生組合議会議員の選任については、関係3町ともそれぞれ関連がございまして、その例によって選考させていただきました。

この組合議員には、議長、副議長、総務民生常任委員会委員長、総務民生常任委員会副委員長、以上の4名を組合議員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり根室北部衛生組合議会議員になることに決定いたしました。

◎日程第11 選挙第4号 根室北部消防事務組合議会議員の選挙

○議長（村山修一君） 日程第11 選挙第4号根室北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、前議員の任期満了により、組合同規約第5条第2項の規定により4名を選挙することになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

午前11時44分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部消防事務組合議会議員の選任については、関係4町ともそれぞれに関連がございまして、その例によって選考させていただきました。

この組合議員には、議長、副議長、経済文教常任委員会委員長と副委員長、以上の4名を組合議員に指名したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり根室北部消防事務組合議会議員になることに決定しました。

◎日程第12 選挙第5号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙

○議長(村山修一君) 日程第12 選挙第5号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、前議員の任期満了により、広域連合規約第8条第2項の規定により4名選挙することになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選任については、関係4町ともそれぞれに関連がございまして、その例によって選考させていただきました。

この広域連合議会議員は、議長、副議長、総務民生常任委員会委員長、同じく副委員長、以上4名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり根室北部廃棄物処理広域連合議会議員になることに決定しました。

ここで、昼食のため1時まで休憩します。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。午前中に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第13 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 2点行政報告をいたします。

1件目は、幌萌地区の海岸隆起及び地滑りについてであります。

4月24日金曜日午後5時10分、幌萌町の海岸沿い崖崩落と海岸が隆起していると住民からの通報を受け、職員が現地を確認するとともに釧路気象台へ連絡、地震及び火山活動は確認されていないとの情報から、当日は日没となったため、翌25日土曜日午前8時に釧路建設管理部中標津出張所とともに再度現地確認した結果、幌萌地区海岸の隆起と町道幌萌4号線の一部約100メートルが陥没していることが判明いたしました。

このことから、すぐに各関係機関に連絡、午前9時「幌萌地先災害対策本部」を設置したところであります。

幸いにして、被災箇所に住家がなく、人的被害の報告はありませんでしたが、長さ約300メートル、幅約250メートルに及ぶ大規模な地滑りが発生し、同時に、海岸線長さ約300メートル、幅約40メートルが隆起したものであります。

4月27日月曜日に災害対策本部会議を開催し、各機関からの状況報告や今後の対応について意見交換したところ、釧路開発建設部からは国道335号への影響はないものと報告を受けたところでありますが、被災箇所が危険であるため、警察署などと連携し、町道及び海岸への立ち入り規制を強化するとともに、地滑りによる海岸への土砂流出防止や被

災箇所の観測、調査、監視体制を北海道に要請したところであります。

専門家の判断では、雪解け水が浸透し岩盤が崩落したことにより地滑りが起き、断層内部で土砂が潜り込んだことにより海底が隆起した可能性が高いとの報告を受けております。

今後も大学や調査機関から情報提供をいただくとともに、関係機関と協議をしながら対処してまいりたいと考えております。

議員皆様には、早々に現地視察をいただいたことに対しましてお礼を申し上げます。

なお、5月1日に根室振興局林務課長より、近々ボーリング調査及び観測調査を実施するとの報告を受けたところであります。

2件目は、栄町高台地区の落石についてであります。

去る5月1日金曜日の午前7時30分ごろ、栄町町営住宅入り口と羅臼中学校入り口の分岐点周辺で落石が発生しました。直径約1メートルの岩が道路左側側面から約30メートル落下したものであります。

幸い車両や町営住宅への被害はありませんでしたが、万が一車両通行中であれば大惨事になっていたところであり、直ちに落石を処理し、注意喚起の看板を設置したところあります。

職員で現場確認したところ、そのほかの落石の危険性を確認できませんでしたが、根室振興局に今後の対応について検討をいただいたところ、今週中にも落石の危険がある岩石について、除去する措置を講じていただけるということでもありますので、安堵しているところあります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

**◎日程第14 議案第29号 羅臼町監査委員の選任につき同意を求める
ことについて**

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第29号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

鹿又政義君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

（鹿又議員退席）

○議長（村山修一君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案第29号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により

議会の同意を求める。

住所につきましては、目梨郡羅臼町海岸町3 1 1 番地4でございます。

氏名につきましては、鹿又政義。

生年月日、昭和25年6月11日、64歳でございます。

任期につきましては、平成27年5月8日から平成31年4月30日まででございます。

鹿又政義氏は、議会議員としての識見とともに歴代経験者でもあることから、町の監査委員としての最適任でありますので、満堂の御賛同を賜りたく、よろしく願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第29号羅臼町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

鹿又政義君、入席願います。

（鹿又議員戻席）

◎日程第15 報告第4号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第15 報告第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 報告第4号の専決処分した事件の承認についてでございます。

また、この後予定されております報告第4号、5号、6号、7号、8号のそれぞれ5件につきまして、副町長並びに担当課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第4号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承

認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成27年3月18日。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,110万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

18款1項繰越金、1,000万円を追加し、3,745万1,000円。

歳出。

7款土木費、1,000万円を追加し、2億7,659万5,000円。

2項道路橋りょう費、1,000万円を追加し、2億7,515万9,000円。

これに伴いまして、歳入歳出1,000万円の追加で、40億2,110万5,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

18款1項1目繰越金、1,000万円の追加でございます。歳出財源を前年度の繰越金に求めたものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費、1,000万円の追加でございます。委託料に1,000万円の追加でございまして、3月18日時点におきまして、除排雪費用に1,000万円の不足が生じたことから専決処分をさせていただきました。

この専決処分により、除雪事業の業務委託料は、26年度、2億1,000万円となったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第16 報告第5号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第16 報告第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の10ページをお願いいたします。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

11ページでございます。

専決処分書。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成27年3月31日でございます。

平成26年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,476万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,586万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款地方譲与税、109万5,000円を減額し、1,859万1,000円。

1 項地方揮発油譲与税、2 1 万 5, 0 0 0 円を減額し、5 5 6 万 7, 0 0 0 円。
2 項自動車重量譲与税、8 8 万円を減額し、1, 3 0 2 万 4, 0 0 0 円。
3 款 1 項利子割交付金、2 1 万 4, 0 0 0 円を減額し、1 5 8 万 6, 0 0 0 円。
4 款 1 項配当割交付金、2 4 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、3 3 0 万 2, 0 0 0 円。
5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、1 5 5 万円を追加し、1 7 6 万 2, 0 0 0 円。
6 款 1 項地方消費税交付金、1, 2 6 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、7, 4 6 4 万 3, 0 0 0 円。

7 款 1 項自動車取得税交付金、2 1 4 万 3, 0 0 0 円を減額し、2 3 1 万 6, 0 0 0 円。
8 款 1 項地方特例交付金、5 万 4, 0 0 0 円を減額し、6 4 万 6, 0 0 0 円。
9 款 1 項地方交付税、2 億 1, 1 4 5 万 7, 0 0 0 円を追加し、2 1 億 8, 6 6 2 万 4, 0 0 0 円。

1 3 款国庫支出金、4, 2 4 5 万円を追加し、2 億 5, 9 7 3 万 2, 0 0 0 円。
1 項国庫負担金、1 9 5 万円を追加し、1 億 1, 8 2 6 万 5, 0 0 0 円。
2 項国庫補助金、4, 0 5 0 万円を追加し、1 億 3, 8 1 4 万 5, 0 0 0 円。
1 4 款道支出金、9 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 億 3, 4 1 0 万 9, 0 0 0 円。
1 項道負担金、9 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、6, 7 5 1 万 9, 0 0 0 円。
1 5 款財産収入、7 万 2, 0 0 0 円を追加し、1, 7 2 0 万 6, 0 0 0 円。
1 項財産運用収入、7 万 2, 0 0 0 円を追加し、1, 7 1 4 万 6, 0 0 0 円。
1 6 款 1 項寄附金、5 万円を追加し、1, 6 1 2 万 6, 0 0 0 円。
1 8 款 1 項繰越金、3 4 0 万 3, 0 0 0 円を減額し、3, 4 0 4 万 8, 0 0 0 円。
歳入合計 2 億 6, 4 7 6 万円を追加し、4 2 億 8, 5 8 6 万 5, 0 0 0 円。
歳出でございます。

2 款総務費、3 億 1 2 万 8, 0 0 0 円を追加し、1 1 億 7, 0 2 1 万 5, 0 0 0 円。
1 項総務管理費、3 億 1 2 万 8, 0 0 0 円を追加し、1 1 億 3, 2 1 2 万 8, 0 0 0 円。
3 款民生費、1, 2 5 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、4 億 4, 8 6 5 万 4, 0 0 0 円。
1 項社会福祉費、1, 2 5 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、3 億 5, 0 1 7 万 1, 0 0 0 円。
4 款衛生費、4, 7 8 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、5 億 4, 2 5 0 万 6, 0 0 0 円。
1 項保健衛生費、4, 7 8 9 万 2, 0 0 0 円を減額し、1 億 8, 5 3 6 万 8, 0 0 0 円。
歳出合計 2 億 6, 4 7 6 万円を追加し、4 2 億 8, 5 8 6 万 5, 0 0 0 円。

1 6 ページをお願いいたします。
事項別明細書、歳入でございます。
2 款地方譲与税 1 項 1 目地方揮発油譲与税、2 1 万 5, 0 0 0 円の減額でございます。
2 項 1 目自動車重量譲与税、8 8 万円の減額でございます。
3 款 1 項 1 目利子割交付金、2 1 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。
4 款 1 項 1 目配当割交付金、2 4 7 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。
5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金、1 5 5 万円の追加でございます。

6款1項1目地方消費税交付金、1,264万3,000円の追加でございます。

18ページをお願いいたします。

7款1項1目自動車取得税交付金、214万3,000円の減額でございます。

8款1項1目地方特例交付金、5万4,000円の減額。

9款1項1目地方交付税、2億1,145万7,000円の追加。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、195万円の追加でございます。

2項国庫補助金5目土木費国庫補助金、4,050万円の追加でございます。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金、97万4,000円の追加でございます。

20ページをお願いいたします。

15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金、7万2,000円の追加でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、5万円の追加でございます。このことにつきましては、知床・羅臼まちづくり基金、医療・保健・福祉に個人から1件の寄附金があったものでございます。

18款1項1目繰越金、340万3,000円の減額につきましては、歳出の財源調整のために減額をしたものでございまして、この歳入の主なものにつきましては、国の交付金、あるいは補助金の額の決定になったものの補正でございます。

22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、3億12万8,000円の追加でございます。歳入の決定を受けまして、積立金に3億12万7,000円積み立てるものでございまして、安定的な財政運営、あるいは事業の推進をするために、財政調整基金、減債基金、文教基金、公共施設整備基金、社会福祉基金、まちづくり基金、それぞれ土地開発基金に積み立て、あるいは繰り出しするものでございます。

3款民生費1項社会福祉費4目心身障がい者特別対策費、721万4,000円の追加につきましては、介護・訓練等の給付費に不足を生じたため専決をさせていただいたものでございます。

7目特別会計繰出金、531万円の追加につきましては、国保会計に一般会計からのルール分としての支出が確定したための追加でございます。

24ページでございます。

4款衛生費1項保健衛生費4目特別会計繰出金、4,789万2,000円の減額でございます。これにつきましては、国保診療所の運営に対しまして、国からの交付が特別調整交付金として認められたために繰出金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 報告第5号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第17 報告第6号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第17 報告第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 26ページをお願いいたします。

報告第6号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

27ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、平成27年3月31日でございます。

28ページでございます。

平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,789万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,090万5,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

29ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金、4,789万2,000円を追加し、3億2,402万8,000円。

2項国庫補助金、4,789万2,000円を追加し、5,311万円。

5款1項前期高齢者交付金、531万円を減額し、4,650万円。

9款繰入金、531万円を追加し、8,162万5,000円。

1項他会計繰入金、531万円を追加し、4,901万4,000円。

歳入合計、4,789万2,000円を追加し、12億2,090万5,000円。

続きまして、歳出でございます。

10款諸支出金、4,789万2,000円を追加し、6,048万1,000円。

3項繰出金、4,789万2,000円を追加し、4,789万2,000円。

歳出合計、4,789万2,000円を追加し、12億2,090万5,000円。

31ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目特別調整交付金に4,789万2,000円を追加するものでございます。内容につきましては、診療所の運営に対しまして特別調整交付金が認められたことから、特別調整交付金を追加するものでございます。

5款1項1目前期高齢者交付金から531万円を減額するものでございます。内容につきましては、額の確定により減額するものでございます。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金に531万円を追加するものでございます。内容につきましては、国保基盤安定繰入金などの一般会計からの繰入額の確定により、1節保険基盤安定繰入金に606万3,000円、4節特定健康診査等繰入金に19万1,000円をそれぞれ追加し、2節職員給与費等繰入金から38万4,000円、3節出産育児一時金繰入金から56万円をそれぞれ減額するものでございます。

33ページをお願いします。

歳出でございます。

10款諸支出金3項1目繰出金に4,789万2,000円を追加するものでございます。内容につきましては、診療所の運営に対して認められた特別調整交付金を繰り出すため、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金を追加するものでございます。

なお、この専決処分につきましては、4月28日開催の第2回国保運営協議会に報告し、原案のとおり承認をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、報告第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第6号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第17 報告第6号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第18 報告第7号 専決処分した事件の承認について

○議長(村山修一君) 日程第18 報告第7号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(対馬憲仁君) 35ページをお願いいたします。

報告第7号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

36ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、平成27年3月31日でございます。

37ページです。

平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成26年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

38ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金は、目の組みかえのみでございますので補正額はございません。

歳入合計、補正額はございません。

歳出の補正額もございません。

40 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入でございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金から 4,789 万 2,000 円を減額し、2 目国民健康保険事業特別会計繰入金に 4,789 万 2,000 円を追加するものでございます。本目は、新設でございます。内容につきましては、国民健康保険事業において、診療所の運営に対して特別調整交付金が認められたことから、国民健康保険事業特別会計繰入金の特別調整交付金（へき地診療所分）を追加し、一般会計繰入金から同額を減額するものでございます。

42 ページをお願いいたします。

歳出の補正額はございません。

なお、この専決処分につきましては、4 月 28 日開催の第 2 回国保運営協議会に報告し、原案のとおり承認をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第 7 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第 7 号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 18 報告第 7 号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 19 報告第 8 号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第 19 報告第 8 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（高橋力也君） 議案の44ページをお願いいたします。

報告第8号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

45ページをお願いします。

専決処分書。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成27年3月31日であります。

46ページをお願いします。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、去る3月31日に公布となりました地方税法等の一部を改正する法律第2号に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正条例につきましては46ページに記載しておりますが、改正内容は別冊としてお手元に配付してございます参考資料の1ページ、資料1の羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例説明資料にて御説明申し上げますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

それでは、改正内容ですが、平成26年度税制改正により、平成27年度分以降の軽自動車税について適用することとされていた二輪車等の税率引き上げについて、適用開始を1年間延長して平成28年度分からとすることから、この二輪車等の施行期日を平成27年3月31日として公布しなければならないため、専決処分とさせていただきたく、よろしくをお願いいたします。

附則として、施行期日。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますが、次の2ページの資料2、羅臼町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表については、後ほどお目通し願います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第8号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 報告第8号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件について

○議長（村山修一君） 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第1回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 1時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員